

生活保護基準見直しによる各種制度改定  
の切り下げに反対する意見書

政府が生活保護基準の見直しに向けた動きを進める中、厚生労働省は、それにより影響を受ける各種制度のうち、就学援助、保育料の免除、児童養護施設等の運営費等については「できる限りその影響が及ばないように対応することを基本的考え方とする」とした一方で、準要保護者に対する就学援助を例とした地方単独事業については、「その趣旨を理解したうえで各自治体において判断して頂くよう依頼」するという考え方を示した。

個人住民税の非課税限度額等についても、2014年度以降の税制改正において対応するとしているが、生活保護基準によって影響を受ける各種制度への対応を先送りしたことは問題であると言わざるを得ない。

また、就学援助で自治体が独自に基準を設けて認定する準要保護世帯は、保護基準に準じて認定基準が決定されている。

このことから、「できる限り影響が及ばないように」という方針であれば、地方単独事業も含めて現状の水準を保つことができるよう、国による財政援助額を明確に示すべきである。

よって、国会及び政府においては、生活保護基準の変更で各種制度に影響が及ぶことのないように強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成25年（2013年）6月12日

札幌市議会

（提出先）衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、  
厚生労働大臣

（提出者）民主党・市民連合、日本共産党及び市民ネットワーク北海道  
所属議員全員